

社協だより



この広報誌は、皆さまからの会費と赤い羽根共同募金配分金により発行しています。

社会福祉法人

利府町社会福祉協議会

〒981-0133 宮城県宮城郡利府町青葉台1丁目32番地
TEL.022-356-9060 FAX.022-356-9225
E-MAIL : rifu-shakyo@dune.ocn.ne.jp
ホームページURL : <https://rifu-shakyo.com/>



地域活動支援センター
令和7年9月5日(金)、社会見学のために
栗原市方面へ行きました。
(くりでんミュージアムでのひとコマ)

利府町社会福祉協議会は、法人の認可を取得した福祉団体であり、皆様の会費等によって運営されています。



- 障害福祉課の紹介
- 赤い羽根共同募金のご協力
- 歳末たすけあい募金の配分申請書
- 福祉車両の貸出
- 歳末たすけあい募金のお知らせ
- 生活相談所開設のお知らせ

障害福祉課の紹介



※今回ご紹介した内容のほかにも、さまざまな事業を行っています。
詳しくはホームページをご覧ください。

利府町障害者地域活動支援センター

在宅生活をしている障がいのある方が、地域で自分らしく生活できるようにサポートする通所施設です。

レクリエーションや作業などを通して、様々な人たちとの交流を深めています。

■ 創作活動

自己実現を図るために必要な創作活動を行います。

- レクリエーション活動（クラフト、軽運動、ドライブなど）
- 調理活動
- 障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発 など



レク活動（ゲーム）



自販機清掃

■ 生産活動

障がいの程度や体調を考慮した軽作業などを提供し、生産意欲の向上を図ります。

- 石けん作業（固形石鹸・粉石鹸）
- 自主製作（ストラップ・小物入れ）
- 広報紙封入作業（広報りふの配達準備） など

■ 地域交流

社会との交流を促進する活動に取り組みます。

- コーヒーショップ「ペア・パル」営業
- 買物学習（施設活動材料の購入）
- イベントの参加（PR活動、販売活動） など



買物学習

☎ 022-354-1556 または 090-6853-3503

利府町障害者相談支援事業所（愛称 ひまわり）

障がいのある方に対し、日常的な相談に応じ、福祉サービス利用のお手伝いをする事業所です。

サービス等利用計画の作成やモニタリング等の実施により、障がいのある方への生活を支援します。



● 基本相談支援

- ☆ 障がいのある方々の個別相談支援
- ☆ 福祉サービス利用のお手伝い
- ☆ 地域の社会資源を活用する支援
- ☆ 専門機関の紹介など

● 計画相談支援

- ☆ サービス利用支援（計画作成）
- ☆ 継続サービス利用支援（モニタリング） など

☎ 022-354-1556 または 090-1493-0569

赤い羽根共同募金

にご協力をお願いします



10月1日より全国一斉に赤い羽根共同募金運動及び歳末たすけあい募金運動が始まっております。

お寄せいただいた募金は、県内の障害児・者福祉施設や高齢者施設等の福祉施設へ配分されるほか、被災された世帯への見舞金、町内の福祉活動、ボランティア団体活動等への助成金（県域募金）としても活用されています。



募金の方法は？

赤い羽根共同募金には、いくつかの募金方法があります。

- **戸別募金**
地域の皆さま各世帯へ訪問し、協力を呼び掛ける募金
- **職域募金**
職場内で協力いただく募金
- **法人募金**
企業に呼びかけ社会貢献の一環として協力いただく募金
- **学校募金**
小中学校・高校における福祉教育の一環として参加していただく募金
- **その他募金**
イベントや協力店等から協力いただく募金



利府町の配分方法は？

- **赤い羽根共同募金
(市町村域募金)**
りふ社協だよりの発行、一人暮らし安否確認事業等で活用されています。
【令和6年度実績：3,742,824円】
- **歳末たすけあい募金**
住民税課税世帯および生活保護世帯を除く、75歳以上の独居高齢者世帯や母子・父子世帯等の要支援世帯、また小中学校および福祉団体等への配分事業に活用されています。
【令和6年度実績：2,176,900円】

令和7年度目標額

- 赤い羽根共同募金
4,000,000円
- 歳末たすけあい募金
2,200,000円

ご理解とご協力を
よろしくお願
いいたします



愛ちゃんと希望くん 羽根

© 中央共同募金会

歳末たすけあい募金運動

令和7年度

「利府町歳末たすけあい要支援世帯配分事業」・申請受付のお知らせ

10月1日から全国一斉に「歳末たすけあい運動」がスタートしました。町民の皆さまから寄せられます“あたたかい善意（募金）”を令和7年10月1日時点で、利府町内に住所がある「下記対象者世帯」に配分します。

なお、申請方式による配分となります。下記の事項を確認のうえ、配分を希望する世帯は申請願います。

1. 対象者

次の【項目1】すべてに該当し、かつ【項目2】いずれかに該当する世帯が申請対象となります。

【項目1】※すべてに該当

- (1)住民税非課税世帯
- (2)生活保護費を受給していない世帯
- (3)利府町社会福祉協議会から担当地域の民生委員児童委員への情報提供に同意いただける世帯
- (4)利府町役場から世帯の税情報の提供を受けることに同意いただける世帯（非課税の状況を確認します。）

※注意：令和7年1月1日時点で、利府町に住所地がない方は、従前住所地市町村からの世帯全員分の「令和7年度非課税証明書」を添付してください。

※(1)～(4)のすべてに該当する場合は、【項目2】へお進みください

【項目2】※いずれかに該当

- A 75歳以上の一人暮らし高齢者世帯（単身世帯）
- B 共に75歳以上の二人暮らし高齢者世帯（夫婦世帯）
- C 寝たきり高齢者及び認知症高齢者介護世帯
- D 就学援助世帯（準要保護世帯）
- E 0歳～18歳の児童・生徒（平成19年4月2日以降生まれの方）のいる母子・父子世帯

※2つ以上の該当がある場合でも申請はいずれか1つとなります。

2. 申請方法

申請用紙に必要事項を記入し、「郵送」または「利府町社会福祉協議会窓口」まで持参願います。

申請用紙は「利府町役場」「利府町保健福祉センター」「利府町社会福祉協議会」の窓口にもございます。また、利府町社会福祉協議会公式ホームページからも用紙をダウンロード（PDF）できます。

3. 決定方法（配分金額）

対象世帯および配分金額は、歳末たすけあい募金の実績に基づき、利府町共同募金審査委員会において審査し決定いたします。なお、善意の募金を基にした配分のため募金額、申請数によっては、配分対象とならない場合がありますのであらかじめご了承願います。

4. 配分方法

年末をめぐりに担当地域の民生委員児童委員が、各世帯にお届けします。

5. 申請期間

令和7年10月14日（火）～11月5日（水）※当日消印有効

6. 問い合わせ先・申込先

社会福祉法人利府町社会福祉協議会（利府町共同募金委員会事務局）

〒981-0133 利府町青葉台1丁目32 保健福祉センター内 TEL 022-356-9060

令和7年度 利府町歳末たすけあい要支援世帯配分事業申請書
 社会福祉法人利府町社会福祉協議会 謹 啓 令和7年11月11日

下記のとおり、歳末たすけあい募金の配分を申請します。
 なお、配分結果については異議を申し立てないことを承諾します。

記

ふりがな	さいまつ たろう	生年月日	年 齢
申請者氏名	歳末太郎	大正・昭和 西暦 ●●●●月●日生 ●●●●歳	性 ●●●●
〒	〒981-0000	住 所	利府町中央0丁目0-0
電 話 番 号	090-2222-1111		

配分区分(※) 申請日: 令和7年10月1日

世帯区分	説明
<input type="checkbox"/> ①ひとり暮らし高齢者世帯	75歳以上の一人暮らし高齢者世帯（単身世帯）
<input type="checkbox"/> ②ふたり暮らし高齢者世帯	共に75歳以上の二人暮らし高齢者世帯（夫婦世帯）
<input type="checkbox"/> ③寝たきり高齢者及び認知症高齢者介護世帯	在宅で65歳以上の高齢者を介護している世帯
<input type="checkbox"/> ④就学援助世帯（準要保護世帯）	定められた基準により該当となっている世帯（小・中学生が対象世帯）
<input checked="" type="checkbox"/> ⑤母子・父子世帯	0歳～18歳までの児童・生徒のいる母子父子世帯（平成19年4月2日以降生まれの児童・生徒が対象）

※申請日(10月1日)の時点で世帯の構成が上記の世帯区分に一致していること。申請期間中に世帯の構成が変更された場合は、変更後のもので申請してください。

①～⑤のいずれかに該当する世帯は、利府町社会福祉協議会から届出書類・児童養護施設入所届出書類を提出することにより「同意します」

※令和7年1月1日時点(申請日)に住所のない方は、従前住所のあった市町村からの世帯全員分の令和7年度「非課税証明書」を添付してください。(ふりがなの記入もお願いいたします)

世帯員氏名(ふりがな)	続柄	生年月日	年齢(申請日時点)
申請者	本人	1-5-11	申請者と同様
家 族	長男	1-5-11	●●●●歳
家 族	長女	1-5-11	●●●●歳
家 族		1-5-11	
家 族		1-5-11	
家 族		1-5-11	

※記入漏れや署名漏れ、また必要書類がない場合は、変更できませんので、ご注意ください。
 ※申請書に記載した個人情報、当事業以外の目的には使用しません。
 ※申請内容に虚偽があった場合には、返金を求める場合があります。

記入例

福祉車両の貸出をはじめました

地域の皆さんの活動や暮らしをサポートするために、福祉車両の貸出を開始しました。

この車両は、次のような用途にご利用いただけます。

- 地域での集会やサロン活動への移動手段
- 車椅子を利用されている方の外出支援
- 地域福祉を目的とした研修・ボランティア活動など

◆利用方法

ご利用には事前の申し込みが必要です。

※申込用紙は、ホームページと社協事務所窓口にあります。

※運転手の派遣はいたしませんので、各自手配願います。

◆貸出費用

無料（ただし、町外への利用の際は、燃料費のご負担をいただきます）

◆貸出車両

ハイエース（10人乗り・車椅子1台分を含む）



詳細についてはホームページをご確認ください。



問合せ先：地域福祉活動推進係 ☎022-356-9060

生活相談所開設のお知らせ

日常的な暮らしのことや介護の悩みなどの心配ごとについて専門の相談員を配置し、解決へのお手伝いをいたします。



- 内容 生活相談全般・障害者相談・人権相談・行政相談
- 時間 午前10時～午後3時まで
- 日程 令和7年10月22日(水) …… 令和8年1月28日(水)
 11月26日(水) …… 2月25日(水)
 12月24日(水) …… 3月25日(水)
- 会場 利府町保健福祉センター（利府町青葉台1-32）

出張型生活相談所

利府町中央包括支援センター主催の「森郷ふれあいカフェ」の中で、出張相談所を開設します。日々のちょっとした悩みや困りごとなど、気軽にお話しできる場です。

カフェだけのご参加も、相談だけのご利用も、もちろん両方のご参加も大歓迎です！

森の郷（住所：森郷字町頭47）

令和7年11月27日（木）午前10時～正午



森の郷 相談会場

予約・問い合わせ ☎022-356-9060（地域福祉活動推進係）